

認定研究会運営規程

1. 概要

- 日本医療・病院管理学会認定研究会（以下、認定研究会）は、学会員が自主的に企画運営する本学会が正式に認めた会で、認定研究会の企画運営メンバーは、企画運営および報告を行うことが義務づけられる。
- 認定研究会を行う目的は以下の通り
 - ① 多様な活動テーマ・研究テーマを会員から募ることで、会員ニーズに沿った活動・研究を行うとともに、本学会の実務活動・研究活動の充実を図る。
 - ② 研究成果を広く学会員に公開することで、その質的向上を図るとともに、同じテーマに関心を有する会員間の相互交流を促進し、教育を充実する。
 - ③ 学会の部会として位置づけることで、実務活動・研究活動のモチベーションを高めるとともに、会員が研究費や事業費等を獲得する一助とする。

2. 申請条件

- 認定研究会のテーマが本学会の趣旨に合ったものであること。
- 認定研究会の申請には、企画運営メンバーとして代表者を含む 3 名以上の学会員の登録が必要となる。代表者は二つ以上の認定研究会の代表者を兼務することはできない。
- 企画運営以外のメンバーも学会員であることが望ましく、非学会員の場合は活動中に学会員となることが望ましい。
- 活動はメンバーによる非公開の会合等が中心でも良いが、活動期間中に学会員を対象とした公開の活動報告を 1 度以上は開催する。
- 認定研究会の運営にあたっては、会費の徴収は認めるが、非営利の活動を旨としており、セミナーやコンサルティングなどの営利目的の活動は認めない。
- 申請には、活動テーマ、目的、代表者および企画運営メンバーの氏名・所属、報告会のスケジュールを記入した所定の計画書を学会事務局に提出しなければならない。なお、上記以外に承認が必要だと担当理事が判断し、理事会で承認を得た場合は、申請を認め、認定研究会承認の審査の対象とする場合がある。
- 生涯学習検討委員会と別の委員会活動と関連するテーマを扱う場合は、申請時に関連する委員会を記載する。
- 企画運営メンバーの変更等、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに代表者名で事務局に届け出る。

3. 活動期間

- 認定研究会の活動期間は 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までの 2 年間とする。な

お、継続申請を行うことで、継続して認定研究会を行うことができる。

4. 承認方法と承認の取り消し

- 生涯学習検討委員会が審査し、その結果を理事会に報告し、承認を得る。
- 活動期間中に報告会を1度も開催しない場合は、承認自体を取り消すとともに、次年度の継続を認めない。また、セミナーやコンサルティングなど営利目的で利用されていることが確認された場合は、即時、承認を取り消す。

5. 報告会

- 認定研究会は活動の成果等について、研究期間中に少なくとも1回は報告会を開催しなければならない。
- 学会員向けの活動報告は、1) 学術総会、2) 例会、3) 独自で主催する報告会(独自報告会)のいずれかの場にて開催する。但し、1)、2)の場合の報告会の運営については、別途学会および主催者のルールに準ずるものとする。
- 3)の場合には、以下の対応を実施する。
 - 告知方法：目的や内容、開催場所等を1ヶ月前にウェブ等で告知する。
 - 参加資格：会場の都合等により人数制限はあるものの、学会員であれば企画運営メンバー以外の誰でも参加可能とする。なお、講演者等に関しては、企画運営の内容により学会員以外の者も可能とする。
 - 報告義務：開催された研究報告会の結果(報告概要や写真等)をまとめ、生涯学習委員会に報告するとともに、学会ホームページ上で公開しなければならない。
- なお、告知および報告方法に関しては別途ガイドラインを参考にする。

6. 予算・運営活動費

- 認定研究会の運営にあたり、学会からの予算をつけない。
- 会場費や配布資料印刷などの実費、ゲストスピーカーの講演謝金等、研究会の運営に必要な費用が発生する場合は、参会者で按分し、参加費等を徴収することで処理すること。
- なお、徴収等で得た金額の使途、残金の処理等に関しては、別途ガイドラインを参考にする。
-

2023年9月8日制定